**キャッチオール規制チェックシート**

申請日：　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　申請者氏名：

**１．用途チェックリスト**

**（１）大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリスト**

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認してください。その際には、以下の用途に用いられることが契約書又は入手した文書・記録媒体や相手先ホームページに記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認してください。（どちらかに☑を付すこと）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □はい　□いいえ |
| 別　表　行　為（※） | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |
| ②核融合に関する研究 | □はい　□いいえ |
| ③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | □はい　□いいえ |
| ④重水の製造 | □はい　□いいえ |
| ⑤核燃料物質の加工 | □はい　□いいえ |
| ⑥核燃料物質の再処理 | □はい　□いいえ |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又は  これらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの  ａ 化学物質の開発又は製造  ｂ 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵  ｃ ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵  ｄ 宇宙に関する研究 | □はい　□いいえ |

※「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」別表に掲げられる行為のこと

**（２）通常兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェック**

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認してください。その際には、以下の用途に用いられることが契約書又は入手した文書・記録媒体や相手先ホームページに記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認してください。（どちらかに☑を付すこと）。

|  |  |
| --- | --- |
| 通常兵器（輸出令別表第一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））開発、製造または使用 | □はい　□いいえ |

**「はい」の場合は、「（３）用途要件の除外に関するチェックリスト」を確認してください。**

**（３）用途要件の除外に関するチェックリスト**

以下の各項目について、確認してください。（どちらかに☑を付すこと）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用　途　要　件　の　除　外 | 当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（＊）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救急の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | □はい　□いいえ |
| 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品または役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物または役務の輸出または提供を行う。 | □はい　□いいえ |
| 自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う | □はい　□いいえ |
| 自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う | □はい　□いいえ |
| 自衛隊法に基づく国費等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う | □はい　□いいえ |
| 国際救急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際救急援助活動の用に供するために貨物または役務の輸出又は提供を行う | □はい　□いいえ |
| 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う | □はい　□いいえ |
| 海賊行為の処罰および海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う | □はい　□いいえ |
| テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う | □はい　□いいえ |
| イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の用に供するために貨物又は役務の輸出または役務の輸出、又は提供を行う。 | □はい　□いいえ |
| 別表（＊）　一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの　を含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品  １　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾  ２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾  二　産業用の発破器  三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品 | | |
| **２．需要者チェックリスト**  **（１）外国ユーザーリストのチェック** | | |

＊外国ユーザーリストは毎年更新されます。経済産業省　METI安全保障貿易管理Export Control＞外国ユーザーリストを参照

（どちらかに☑を付すこと。）

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。 | □はい　□いいえ |

**「はい」の場合は、「（３）明らかガイドラインチェックリスト」を確認してください。**

|  |
| --- |
| **（２）需要者要件のチェックリスト** |

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先等から連絡を受けたかについて確認してください。（どちらかに☑を付すこと）。

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |
| 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | □はい　□いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | □はい　□いいえ |

**「はい」が一つでもあった場合は、「（３）明らかガイドラインチェックリスト」を確認してください。**

|  |
| --- |
| **（３）明らかガイドラインチェックリスト** |

以下の各項目について、確認してください。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」にチェック☑をすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | □はい □いいえ □－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | □はい □いいえ □－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | □はい □いいえ □－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | □はい □いいえ □－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。 | □はい □いいえ □－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | □はい □いいえ □－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | □はい □いいえ □－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | □はい □いいえ □－ |
| ⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | □はい □いいえ □－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（20130909 貿局第10号）等を参照のこと）が一致しない。 | □はい □いいえ □－ |
| その他 | ⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | □はい □いいえ □－ |

㊞

　　　　　表面、上記の内容を確認しました。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日　輸出管理責任者　　　　　　　□押印に代えて輸出管理責任者確認資料※提出

㊞

　　　　　　　　　年　　　月　　　日　輸出管理関連課　　　　　　　※押印に代える確認資料：内容確認メール文面等。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　( 　　　　　　　課)